

日行連発第531号
令和2年8月17日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

令和2年7月豪雨に伴う抹消登録申請時の特例的取扱について（周知）

国土交通省より、令和2年7月豪雨により被災者が置かれている状況（車両が所在不明のため登録番号が不明など）に鑑み、被災車両の抹消登録申請時の特例的取扱いを行うこととし、全国の地方運輸局に通達を発出したとの報道発表がありましたので、お知らせいたします。あわせて、軽自動車についても同様の取扱いが行われております。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【国土交通省ホームページ】

・令和2年7月豪雨に伴う抹消登録申請時の特例的取扱について
～自動車の抹消登録の運用を緩和いたします～

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000114.html

【軽自動車検査協会ホームページ】

・令和2年7月豪雨に伴う返納届申請時の特例的取扱について
～軽自動車の返納届の運用を緩和いたします～

https://www.keikenkyo.or.jp/notice/2020/notice_20200806_010561.html

以上